

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月14日

【中間会計期間】 第61期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 ケイヒン株式会社

【英訳名】 THE KEIHIN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 津 育 敬

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸3丁目4番20号

【電話番号】 (03)3456—7825(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 漆 畑 光 一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸3丁目4番20号

【電話番号】 (03)3456—7825(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 漆 畑 光 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

ケイヒン株式会社(横浜地区)
(神奈川県横浜市鶴見区大黒埠頭15番地2)

ケイヒン株式会社(名古屋地区)
(愛知県名古屋市中川区玉船町2丁目1番地)

ケイヒン株式会社(大阪地区)
(大阪府大阪市北区大淀南1丁目5番1号)

ケイヒン株式会社(神戸地区)
(兵庫県神戸市中央区小野浜町11番47号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第59期中	第60期中	第61期中	第59期	第60期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	21,328	24,037	23,724	43,375	46,220
経常利益 (百万円)	748	713	1,036	1,422	1,281
中間(当期)純利益 又は中間純損失(△) (百万円)	475	497	△56	874	639
純資産額 (百万円)	13,420	13,970	13,504	14,274	14,045
総資産額 (百万円)	51,211	50,623	49,422	51,610	51,553
1株当たり純資産額 (円)	205.43	213.86	206.74	218.51	215.03
1株当たり中間(当期)純 利益又は中間純損失(△) (円)	7.28	7.61	△0.87	13.38	9.79
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	26.2	27.6	27.3	27.7	27.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,729	1,349	1,238	2,363	2,580
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△562	△754	△612	△1,310	△1,598
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,734	△949	△2,095	△1,854	△959
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	3,270	2,721	1,684	3,083	3,130
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1,059 (868)	1,061 (950)	1,061 (1,007)	1,068 (889)	1,069 (980)

(注) 1 売上高には、消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、第60期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しておらず、また、第61期中においては1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第59期中	第60期中	第61期中	第59期	第60期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	17,989	20,650	20,155	35,966	39,113
経常利益 (百万円)	534	472	895	950	893
中間(当期)純利益 又は中間純損失(△) (百万円)	△165	167	△90	118	286
資本金 (百万円)	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376
発行済株式総数 (千株)	67,539	67,539	65,364	67,539	67,539
純資産額 (百万円)	15,310	15,437	13,613	15,991	14,263
総資産額 (百万円)	45,028	44,870	44,020	45,920	45,889
1株当たり純資産額 (円)	226.81	228.71	208.41	236.91	218.37
1株当たり中間(当期)純 利益又は中間純損失(△) (円)	△2.46	2.48	△1.38	1.75	4.31
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	5.60	5.60
自己資本比率 (%)	34.0	34.4	30.9	34.8	31.1
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	281 (180)	279 (197)	279 (186)	281 (182)	290 (194)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、第60期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しておらず、また、第59期中および第61期中においては1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

(注) 海上コンテナ輸送等を行ってございましたケイヒンコンテナ急送株式会社〔本店 兵庫県神戸市〕(連結子会社)は、平成19年10月31日開催の同社株主総会の決議により、同日をもって解散いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成19年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
国際輸送、港湾運送、倉庫、陸上運送、宅配等の物流事業	986 (1,006)
管理部門	75 (1)
合計	1,061 (1,007)

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 「従業員数」欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	
	279 (186)

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 「従業員数」欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

当中間連結会計期間において、労働組合との間に特に記載すべき事項はありません

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、企業収益が改善するなかで、個人消費や輸出も緩やかに増加するなど、景気は引き続き回復基調で推移いたしました。

物流業界におきましては、国際貨物が増加し、国内貨物の荷動きにも回復傾向がみられますが、物流合理化や競争激化に伴う料金値下げに加えて、原油価格高騰によるコスト圧迫が続くなど、業界を取り巻く収益環境は依然として厳しい状態が続いております。

当社グループは、このような環境のもと、物流合理化などによる影響がありましたものの、平成18年4月にスタートさせた中期経営計画「ケイヒングループ経営3ヵ年“STEP FORWARD”計画」の2年度を迎え、営業開発活動を強力に推進して業務受注の拡大を図る一方、不採算取引の見直しを行うなど、計画目標の達成に向けた取り組みを重点的に実施して、利益の拡大に努めるとともに、経営体制の整備や財務体質の改善を図り、業績の回復・向上に努めました。

その結果、当中間連結会計期間の売上高は237億2千4百万円（前年同期比3億1千3百万円の減収、1.3%減）、営業利益は12億8千4百万円（前年同期比3億5千1百万円の増益、37.6%増）、経常利益は10億3千6百万円（前年同期比3億2千3百万円の増益、45.3%増）となりましたが、中間純損益は会計処理方法の変更に伴う過年度分の役員退職慰労引当金などを特別損失に計上しました結果、5千6百万円の中間純損失（前年同期比5億5千3百万円の減益）となりました。

当社グループの物流事業に係る事業部門の業績は、次のとおりであります。

国際物流部門

国際物流部門におきまして、複合一貫輸送は、香港の輸出貨物取扱いは低調に推移しましたが、日本における輸出入貨物取扱いが順調に推移し、取扱量は前年同期比2.5%の増加となりました。また、プロジェクト貨物も、貨物取扱いが好調に推移し、大幅な増加となりました。

一方、海運貨物は、輸出貨物取扱いは増加しましたが、輸入貨物取扱いが減少し、取扱量は前年同期比4.8%の減少となりました。港湾作業も、船内・沿岸作業の貨物取扱いが伸び悩み、取扱量は前年同期比2.5%の減少となりました。航空貨物も、輸入貨物取扱いは増加しましたが、輸出貨物取扱いが低調に推移し、取扱量は前年同期比6.9%の減少となりました。また、輸出車輛の海上輸送も、自動車専用船の船腹不足の影響を受けて減少となりました。

以上の結果、国際物流部門の売上高は108億6千4百万円（前年同期比1億7千4百万円の増収、1.6%増）となりました。

国内物流部門

国内物流部門におきまして、倉庫保管・荷役は、紙製品や事務機器を中心に取扱いが好調に推移し、保管残高は前年同期並となりましたが、入出庫取扱量は前年同期比5.1%の増加となりました。

一方、一般貨物輸送は、化学工業品や日用工業品を中心に取扱いが減少し、運送屯数は前年同期比3.8%の減少となりました。また、海上コンテナ輸送も、コンテナ貨物取扱いが低調に推移し、取扱本数は20フィート換算で前年同期比9.7%の減少となりました。

以上の結果、国内物流部門の売上高は92億4千2百万円（前年同期比1億3千1百万円の減収、1.4%減）となりました。

宅配物流部門

宅配物流部門におきまして、宅配は、通信販売商品の取扱いが堅調に推移し、取扱件数は前年同期並となりました。また、商品センター作業は、通信販売商品や店舗納品商品の取扱いが順調に推移し、取扱個数は前年同期比4.1%の増加となりましたが、主要なお客様の物流再編や料金値下げの影響を受けました。

以上の結果、宅配物流部門の売上高は34億3千1百万円（前年同期比3億3千1百万円の減収、8.8%減）となりました。

情報部門

情報部門におきましては、物流を中心としたシステムソフト開発の業務受注が低調に推移いたしました。

以上の結果、情報部門の売上高は1億8千5百万円（前年同期比2千5百万円の減収、11.9%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における連結キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが12億3千8百万円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローが6億1千2百万円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローが20億9千5百万円の減少となり、これに現金及び現金同等物に係る換算差額(2千3百万円の増加)を加え、全体では14億4千5百万円の減少となり、当中間連結会計期間の現金及び現金同等物の中間期末残高は16億8千4百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益4億3千万円、減価償却費8億1千1百万円等により、12億3千8百万円の増加となりました。

前年同期（13億4千9百万円の増加）との比較では、1億1千1百万円の減少となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出6億3千万円等により、6億1千2百万円の減少となりました。

前年同期（7億5千4百万円の減少）との比較では、1億4千2百万円の増加となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済および配当金の支払い等により、20億9千5百万円の減少となりました。

前年同期（9億4千9百万円の減少）との比較では、11億4千6百万円の減少となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 事業の部門別売上高

区分	業務の種類	売上高		
		収入金額(百万円)	比率(%)	前年同期比(%)
国際物流部門	国際運送取扱業	8,947	37.7	102.1
	航空運送業	604	2.6	82.3
	港湾作業	1,312	5.5	110.2
	計	10,864	45.8	101.6
国内物流部門	陸上運送業	6,200	26.1	96.5
	倉庫保管業	1,732	7.3	102.4
	倉庫荷役業	1,064	4.5	105.3
	その他	245	1.0	100.4
	計	9,242	38.9	98.6
宅配物流部門	陸上運送業	3,431	14.5	91.2
情報部門	物流システム開発等	185	0.8	88.1
合計		23,724	100.0	98.7

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 総売上高の100分の10以上を占める相手先はありません。

(2) 事業の部門別取扱高

区分	業務の種類	取扱高等		前年同期比(%)
国際物流部門	国際運送取扱業	国際運送取扱高	1,442千トン	105.1
	航空運送業	航空運送取扱高	2千トン	93.1
	港湾作業	港湾作業取扱高	1,223千トン	97.5
国内物流部門	倉庫保管業	保管残高 (数量・月平均)	148千トン	99.3
		貨物回転率 (数量・月間平均)	61.1%	105.7
	倉庫荷役業	入庫高	540千トン	105.3
		出庫高	545千トン	104.8
	陸上運送業	陸上運送高	876千トン	96.2
	海上コンテナ輸送業	取扱本数 (20フィート換算)	28千本	90.3
宅配物流部門	陸上運送業	陸上運送取扱件数	4,750千件	100.7

(注) 貨物回転率は貨物の荷動きの状況を示すものであり、下記の算式によって算定しております。

$$\text{貨物回転率(\%)} = \frac{(\text{入庫高} + \text{出庫高}) \times 1/2}{\text{月末平均保管残高} \times 6 \text{ヶ月}} \times 100$$

3 【対処すべき課題】

(1) 当中間連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の連結子会社)の事業上および財務上の対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成17年9月9日開催の取締役会で「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」を決定し、その後、平成18年6月29日開催の第59期定時株主総会終了後最初に開催された取締役会で、若干の修正を加え、同方針を基本的に維持することを決定いたしました(以下、この対応方針を「旧方針」といいます。)

しかし、関係法令の改正、金融商品取引所規則等の整備、いわゆる敵対的買収防衛についての議論の進展および社会経済情勢の変化等のその後の事情も考慮し、平成19年5月14日に開催された当社取締役会において、当社第60期定時株主総会における定款の一部変更決議ならびに株主の皆様のご承認を条件に、旧方針を改定し、新たな買収防衛策を導入することを決定いたしましたので、同日、東京証券取引所において「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)について」に関する情報開示を行うとともに、当社ホームページに掲載いたしました。

(注1)

この新・買収防衛策は、特定株主グループ(注2)の議決権割合(注3)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注4)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針(以下、「本方針」といいます。)であります。

大規模買付ルールと対抗措置とから構成されている点、ならびにそれぞれの基本的な内容に変更はありませんが、旧方針と本方針とを比較した場合、本方針での主な改定内容は次のとおりであります。

- ① 株主総会の導入決議を経て、より株主意思を反映させるものにしたこと。
- ② 複雑なスキームでの大規模買付者に備えて、「取締役会評価期間」の延長が可能となるようにしたこと。
- ③ 株式分割のもつ対抗措置としての実効性にかんがみ、記載上、主要な対抗措置としての位置づけから株式分割を外したこと。
- ④ 公開買付けによる大規模買付者との関係で、意見表明報告書を通じた質問を念頭におき、同質問を排除するものではない点を明確にしたこと。
- ⑤ その他、会社法等の関係法令の定めとの関係も考慮し、字句の統一を図ったこと。

その後、平成19年6月28日開催の第60期定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)において、定款の一部変更が承認され、当社の株主総会において買収防衛策の導入(その変更・修正を含む。)の決定を、また当社の株主総会または取締役会において買収防衛策の廃止を、それぞれ決定することができる旨の定款規定を新設し、次いで、当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の導入が承認され、下記のとおり本方針に基づく買収防衛策が導入されました。

なお、旧方針は、本総会において本方針に基づく買収防衛策の導入が承認されたことに伴い平成19年6月28日付にて廃止されました。

(注) 1 「(2) 会社の支配に関する基本方針」については、当社が平成19年5月14日付で開示した内容を基に、同年9月30日付をもって完全施行された「金融商品取引法」に伴い、法律名等について所要の修正を加えるなどして記載しております。

(注) 2 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)ならびに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。なお、

金融商品取引法ならびにそれに関する政令、内閣府令および省令を実質的に承継する法令（名称変更を含みます。以下、「新金融商品取引法令」といいます。）が制定・施行された場合、本方針において引用する金融商品取引法等の条項は、当社取締役会が別途定めた場合を除き、これらに相当する新金融商品取引法令の条項に読み替えるものとします。

- (注) 3 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者およびその共同所有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合等の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注) 4 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

第1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、当社は上場会社であり、当社株券等の売買は、市場のルールに基づくことを前提に、最終的に各株主の皆様および各投資者の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するものではない当社株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として適切でないと考えます。具体的には、大規模買付者のみが他の当社株主の皆様の損害のうえで利益を得るための大規模買付行為、大規模買付者の買付価格が低すぎる、または大規模買付後の経営の提案が不適切である大規模買付行為、企業価値を損なう提案であるにもかかわらず当社株主の皆様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまうような大規模買付行為、その他企業価値が損なわれ、当社株主の皆様に損害を与えるような大規模買付行為は不適切と判断すべきと考えております（以下、この方針を「基本方針」といいます。）。

第2 基本方針の実現のための取組み

(1) 中期経営計画の推進による企業価値の向上の取組み

当社は、平成18年4月に、事業成長力の回復・強化を推進し、利益の拡大を図るとともに、経営体制の整備および財務体質の改善を図ることを重点目標とした中期経営計画「ケイヒングループ経営3ヵ年“STEP FORWARD”計画」を策定し、同年6月に同計画を公表しております。当社は、物流事業環境の変化を見極めながら、これまで培ってきた経営資源を活用して、同計画に掲げた目標および方針に基づき、当社の企業価値の向上に努め、同計画の最終年度（平成21年3月期）の連結経営成績において、売上高460億円、営業利益21億円、経常利益16億円の達成を目指しております。

(2) コーポレートガバナンス（企業統治）の強化による企業価値の向上の取組み

当社は、平成18年5月2日、内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行うとともに、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」に基づき法令・定款の遵守を徹底するなど、内部統制の強化を実効性あるべく社内規定等の整備に努めております。

(3) 株主還元の方針

当社は、当社株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけております。昭和63年度から1株当たり5円60銭の普通配当を継続するなど、安定した配当の維持を重視するとともに、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

第3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本方針導入の目的

当社取締役会は、当社は上場会社であり、当社株券等の売買は、市場のルールに基づくことを前提に、最終的に各株主の皆様および各投資者の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の事業は、国際複合一貫輸送、港湾運送、海上貨物取扱、通関等の国際物流部門、倉庫保管・荷役・流通加工、陸上輸送等の国内物流部門、商品センター作業、配送等の宅配物流部門ならびに海外子会社による海外事業部門および情報部門等から構成されており、当社の経営には、昭和22年（1947年）の会社設立以来蓄積された幅広く豊かな専門知識・経験・ノウハウならびに国内外の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解なくしては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、大規模買付者の提案がもたらす企業価値への影響等の把握等が容易でない場合があります。

特に、大規模買付者のみが他の当社株主の皆様の損害のうえで利益を得るための大規模買付行為、大規模買付者の買付価格が低すぎる、または大規模買付後の経営の提案が不適切である大規模買付行為、企業価値を損なう提案であるにもかかわらず当社株主の皆様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまうような大規模買付行為その他企業価値が損なわれ、当社株主の皆様が損害を与えるような大規模買付行為に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集を大規模買付者に対し行ったうえで、上記のようなノウハウと経験を前提とした判断・意見を当社株主の皆様へ提供し、また、当該大規模買付行為が企業価値を毀損するおそれがあり、当社株主の皆様が損害を与える場合等、一定の場合には企業価値を守る措置をとることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主の皆様共同の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

なお、平成19年9月30日現在における当社の大株主（上位10名）の状況は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 大株主の状況」に記載のとおりです。また、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や買収提案を受けている事実はありません。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報を提供していただき、②a. 当社取締役会が大規模買付者による買収提案について検討を加え、代替案の提示等を行うための必要かつ十分な情報が提供されているか、b. 当該買収提案に応じることを当社株主の皆様が強要するような性質を有していないか、c. 当該買収提案に係る、対価の額、時期、方法、違法性の有無、買収の実現可能性等の買収条件が当社の企業価値に対し不十分、不適切なものではないか、d. 当該買収の結果、当社株主の皆様はもとより、取引先、顧客、従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が著しく毀損されることはないか、などの点を評価検討して、当社取締役会の意見を開示した後、または③当社取締役会が一定の評価期間に意見を開示しない場合には同期間が経過した後に、大規模買付行為を開始していただくというものです。

(2) 意向表明書の提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価検討のために必要な情報を提供していただきますが、同情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なる場合があります。そのため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、以下の事項を記載しかつ大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨記載した意向表明書（使用言語は日本語とし、外国語表記の場合にはその日本語訳文の添付が必要です。）をご提出いただくこととします。

- ① 大規模買付者の名称および住所（本店所在地）（外国事業体のときは国内連絡先を併記）
- ② 大規模買付者の設立準拠法

- ③ 大規模買付者の代表者の氏名（外国事業体のときは国内代表者の氏名を併記）
- ④ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑤ 大規模買付ルールに従う旨の誓約

(3) 情報提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（書面で、かつその使用言語は日本語とし、外国語表記の場合にはその日本語訳文の添付が必要です。以下、「本情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ会社等の概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 当社株券等の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等
- ⑤ 大規模買付者およびそのグループ会社等に対し、当該大規模買付行為により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、取得資金を提供している者（実質的提供者を含みます。）

なお、当社は、公開買付けによる当社株券等の大規模買付者に対しては、本情報の提供を求めるほか、金融商品取引法第27条の10の規定に基づいて、「意見表明報告書」を通じて当該公開買付けに関する質問を行うことがあります。

(4) 本情報リストの交付

当社は、(2)の意向表明書受領後10営業日以内（意向表明書の到達日を除きます。）に、大規模買付者から提供していただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、実際に当該大規模買付者から提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは本情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求め、口頭または書面にて説明（使用言語は日本語とし、日本語の通訳またはその日本語訳文の添付が必要です。）を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から当社に提供された情報が、本情報の提供として十分であると当社取締役会が判断した場合には、本情報の提供完了の旨を公表することとします（以下、当該公表時点のことを「本情報提供完了時」といいます。）。

(5) 情報の検討および意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として、本情報提供完了時（初日不参入）から以下の期間をいただくこととします。なお、特別委員会が取締役会評価期間内に(6)の助言、意見または勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会に意見を求めたうえで、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不参入）延長することができるものとします。ただし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、速やかに具体的な延長期間および当該延長の理由を開示するものとします。

- ① 60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合）
- ② 90日間（その他の大規模買付行為の場合）

当社取締役会は、(6)の特別委員会の助言、意見または勧告を最大限尊重しながら、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で当該大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として、当社株主の

皆様に対し代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、当社取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

(6) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本情報提供完了時において、大規模買付ルール順守の肯否、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益を著しく損なうか否かの各判断が、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものでないことを担保するため、当社社外監査役2名、当社取締役とは利害を異にする弁護士1名および公認会計士1名の委員からなる特別委員会（以下、「特別委員会」といいます。）を設置することとします。特別委員会の委員のうち社外監査役以外の委員については具体的選任があり次第、公表いたします。

特別委員会は、当社取締役会から独立して各判断を行い、当社取締役会に対し、助言、意見または勧告を行い、また、助言、意見または勧告の資料として必要な場合には、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、企業価値評価の専門家等のアドバイスまたは意見を求めることができるものとします。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合または取得手続に関わる行為に法令違反がある場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社は、当社取締役会の判断に基づき、当社および当社株主の皆様共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等ならびに会社法その他の法令および当社定款が認めるものを行使し、当該大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。ただし、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙①に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合、たとえば、

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価等をつり上げて高値で当社株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買収提案者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を買収提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、
- ④ 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、
- ⑤ いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・会社・団体による大規模買付行為と

判断される場合、

- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無および実現可能性等を含むがこれに限られません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合、
- ⑦ 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、株券等の買付けを行うことをいいます。）等、株主の皆様に対し当社株券等の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、
- ⑧ 大規模買付者による支配権の取得および支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他のステークホルダーの処遇方針等により、明らかに、当社株主の皆様、顧客、従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値を著しく毀損するおそれもしくは当社の企業価値の維持向上を妨げるおそれがあると判断される場合

などには、当社取締役会は、(1)に記載の具体的な対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、同委員会による発動の是非に関する助言、意見または勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社企業価値および当社株主の皆様共同の利益に与える影響を検討し、社外監査役2名を含む当社監査役の全員の賛同を得たうえで、当社の企業価値および当社株主の皆様共同の利益を守るために、当該対抗措置を発動することがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

(1)または(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が、当該大規模買付行為を撤回し、または当社との間で撤回実行の書面による確約をしたときは、対抗措置の発動により生ずる当社株主の皆様の権利の確定前（新株予約権については、新株予約権の当社株主の皆様への割当後、当該新株予約権行使期間開始前を含みます。）であり、かつ当社株主の皆様共同の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、当該対抗措置の発動の停止または変更等に向けて努力するものとします。

4. 株主・投資者に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。

これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主の皆様共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主の皆様および投資者の皆様が適切な投資判断を為すうえでの前提となるものであり、当社株主の皆様および投資者の皆様共同の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを順守するか否かにより当該大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主の皆様および投資者の皆様におかれましては、当該大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主の皆様共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールを順守しなかった大規模買付者、ならびに上記3. (2)の①ないし⑧のいずれかに該当する大規模買付者を除きます。）が法的権利

または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、以下のとおりとなります。

すなわち、新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株（当社普通株式）を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要（ただし、別紙①の概要に定める場合には新株予約権自体の取得について払込みの必要はありません。）があります。（ただし、当社取締役会が当社普通株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することを決定した場合には、その対象となる新株予約権を保有する当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社によるその新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受領することとなります。）かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、上記3.に掲げる対抗措置のうち、新株予約権の発行がなされた場合には、行使条件によって、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることがあり、また、新株予約権を取得した他の当社株主の皆様においてもその権利を行使しなかった場合は、他の当社株主の皆様が極めて安価に当社株式の発行を受けることにより、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。（ただし、当社取締役会が当社普通株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することを決定した場合には、大規模買付者を除く当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領するため、希釈化の不利益を受けることはありません。）

(3) 対抗措置発動の停止等による影響

上記3. (3)による対抗措置発動の停止等がなされた場合には、新株予約権の当社株主の皆様への割当後、当該新株予約権行使期間開始前に、当社が当該新株予約権を取得して消却する場合には、(2)に述べる希釈化を前提にして売買を行った投資者の皆様は、株価変動による不利益や悪い影響を受ける可能性があります。

5. 本方針の有効期限

本方針は、本総会における当社定款の一部変更決議ならびに本方針の承認決議を得た時点で発効いたしました。また、本方針の有効期限は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間内であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議に基づいて、本方針は廃止されることがあります。

第4 本方針が基本方針に沿い、当社株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、当社株券等に対する大規模買付行為が行われた際に、当該買付提案に応じるべきか否かを当社株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報および時間を確保し、当社株主の皆様のために当該大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいて

は当社株主の皆様共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本方針は、本総会における当社定款の一部変更決議ならびに本方針の承認決議の下に導入され、その有効期限は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなっています。また、有効期限の満了前であっても、当社取締役会または当社株主総会の決議があった場合には、本方針はその時点で廃止されることとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本方針に基づく具体的な対抗措置の発動等の判断が客観的に行われることを確保する機関として、特別委員会を設置することといたします。特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視することとされており、当社の企業価値ひいては当社株主の皆様共同の利益に資する範囲で本方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本方針は、大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、企業価値評価の専門家等を含みます。）のアドバイスまたは意見を受けることができるものとしております。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、当社取締役会の決議または当社株主総会の普通決議により廃止することができるものとして設計されており、当社株券等の大規模買付者が、当社取締役会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本方針を廃止することが可能となっておりますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年とされているため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙①)

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件（大規模買付者を含む特定株主グループについて当該新株予約権を行使できないものとする等の条件を含む。）、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

会社法の規定に基づき、当社取締役会の決定によって、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付して、新株予約権を行使することができる者の有する新株予約権を取得することができる旨を内容とすることができる。

（なお、この場合、その対象となる新株予約権を保有する当社株主には、別途、ご自身が大規模買付者を含む特定株主グループに属しないこと等を誓約する、当社所定の書式による書面をご提出いただくことがある。）

以 上

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更および重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	248,000,000
合計	248,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,364,457	65,364,457	東京証券取引所 (市場第一部)	—
合計	65,364,457	65,364,457	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年8月8日 (注) 1	—	67,539	—	5,376	△1,122	3,689
平成19年8月14日 (注) 2	△2,175	65,364	—	5,376	—	3,689

(注) 1 平成19年6月28日開催の定時株主総会における資本準備金減少決議に基づくその他資本剰余金への振替であります。

2 平成19年8月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
京友商事株式会社	神奈川県横浜市中区山下町107-7	5,000	7.65
朝日生命保険相互会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 (常代)資産管理サービス信託銀行(株)	4,970	7.60
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	4,827	7.39
協同飼料株式会社	神奈川県横浜市西区高島2丁目5-12	4,652	7.12
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,170	6.38
株式会社横浜銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12 (常代)資産管理サービス信託銀行(株)	3,365	5.15
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	2,759	4.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3 (常代)日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,964	3.00
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	1,443	2.21
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	1,274	1.95
合計	—	34,424	52.67

- (注) 1 朝日生命保険相互会社の「住所」欄に記載の住所は常任代理人の住所であり、同社の住所は東京都千代田区大手町2丁目6-1であります。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数4,170千株は、株主名簿においては同社(信託口)3,623千株および同社(信託口)547千株に区分して記載されております。
- 3 預金保険機構およびその共同保有者である株式会社りそな銀行、りそな信託銀行株式会社から平成19年1月18日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成19年1月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。また、預金保険機構から平成17年3月25日付にて、預金保険機構が上記大量保有報告書の変更報告書で所有しているとされる株式を、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託した旨の通知を受けております。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12-1	3,376	5.00
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	298	0.44
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町1丁目1-2	306	0.45

- 4 株式会社横浜銀行の「住所」欄に記載の住所は常任代理人の住所であり、同行の住所は神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1-1であります。
- 5 三菱UFJ信託銀行株式会社の「住所」欄に記載の住所は常任代理人の住所であり、同行の住所は東京都千代田区丸の内1丁目4-5であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 45,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,161,000	65,161	—
単元未満株式	普通株式 158,457	—	—
発行済株式総数	65,364,457	—	—
総株主の議決権	—	65,161	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式21,000株(議決権21個)および名義人以外から株券喪失登録のあった株式1,000株(議決権1個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式229株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ケイヒン株式会社	東京都港区海岸3-4-20	45,000	—	45,000	0.07
合計	—	45,000	—	45,000	0.07

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	270	253	332	295	256	226
最低(円)	236	219	231	238	200	196

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の相場であります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)および前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)および当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ中間連結財務諸表ならびに中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		2,721		1,684		3,130	
2 受取手形及び 営業未収金	※5	6,228		5,729		6,348	
3 貯蔵品		8		14		12	
4 繰延税金資産		157		77		210	
5 その他		1,016		1,429		1,084	
貸倒引当金		△99		△46		△42	
流動資産合計		10,032	19.8	8,888	18.0	10,744	20.8
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物	※3	19,710		19,747		19,869	
(2) 機械装置及び 運搬具		440		394		344	
(3) 器具及び備品		764		675		706	
(4) 土地	※3	9,391		10,884		10,869	
(5) 建設仮勘定		258		34		28	
有形固定資産合計	※2	30,565		31,735		31,819	
2 無形固定資産							
(1) 借地権		2,285		1,405		1,405	
(2) その他		400		453		424	
無形固定資産合計		2,685		1,859		1,829	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※1 ※3	6,520		6,236		6,440	
(2) 繰延税金資産		213		173		179	
(3) その他		601		530		539	
投資その他の資産 合計		7,336		6,939		7,159	
固定資産合計		40,587	80.2	40,534	82.0	40,808	79.2
III 繰延資産							
社債発行費		3		—		—	
繰延資産合計		3	0.0	—	—	—	—
資産合計		50,623	100.0	49,422	100.0	51,553	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 営業未払金		4,567		4,831		4,956	
2 短期借入金	※3	10,763		10,428		8,894	
3 一年内償還社債	※3	—		1,000		—	
4 未払法人税等		332		324		383	
5 繰延税金負債		1		1		2	
6 その他	※3	1,580		1,604		1,722	
流動負債合計		17,246	34.1	18,190	36.8	15,960	31.0
II 固定負債							
1 社債	※3	3,000		2,000		3,000	
2 長期借入金	※3	12,449		11,047		14,308	
3 繰延税金負債		865		662		751	
4 退職給付引当金		2,717		2,609		2,718	
5 役員退職慰労引当金		—		652		—	
6 その他	※3	375		756		768	
固定負債合計		19,407	38.3	17,728	35.9	21,547	41.8
負債合計		36,653	72.4	35,918	72.7	37,507	72.8
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		5,376		5,376		5,376	
2 資本剰余金		4,815		4,415		4,815	
3 利益剰余金		2,764		2,483		2,905	
4 自己株式	※3	△409		△10		△410	
株主資本合計		12,546	24.8	12,265	24.8	12,688	24.6
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		1,603		1,289		1,464	
2 為替換算調整勘定		△180		△50		△107	
評価・換算差額等 合計		1,423	2.8	1,238	2.5	1,357	2.6
純資産合計		13,970	27.6	13,504	27.3	14,045	27.2
負債純資産合計		50,623	100.0	49,422	100.0	51,553	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
I 売上高								
1 国際物流部門		10,690		10,864		18,731		
2 国内物流部門		9,373		9,242		19,045		
3 宅配物流部門		3,762		3,431		8,078		
4 情報部門		210	24,037	185	23,724	366	46,220	100.0
II 売上原価								
1 作業費		16,385		15,958		31,361		
2 人件費		3,159		3,054		6,309		
3 賃借料		1,191		973		2,182		
4 減価償却費		728		779		1,465		
5 その他		764	22,229	762	21,528	1,448	42,766	92.5
売上総利益			1,807		2,195		3,454	7.5
III 一般管理費	※1		873		910		1,708	3.7
営業利益			933		1,284		1,746	3.8
IV 営業外収益								
1 受取利息及び 受取配当金		60		59		95		
2 受取補助金		—		10		—		
3 受取手数料		5		5		11		
4 持分法による 投資利益		—		2		3		
5 その他		16	82	6	85	50	160	0.3
V 営業外費用								
1 支払利息		288		291		572		
2 その他		13	302	42	333	52	625	1.3
経常利益			713		1,036		1,281	2.8

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
VI 特別利益										
1 投資有価証券 売却益		—			90		183			
2 受取保険金		—			24		—			
3 固定資産売却益	※2	0			4		6			
4 過年度固定資産税 還付額		23			—		23			
5 その他		0	24	0.1	2	122	0.5	10	224	0.4
VII 特別損失										
1 過年度役員退職慰 労引当金繰入額		—			705		—			
2 厚生年金基金 清算損		—			12		60			
3 固定資産処分損	※4	3			4		81			
4 減損損失	※3	—			—		102			
5 役員退任慰労金		3			—		20			
6 その他		0	7	0.0	5	728	3.1	25	290	0.6
税金等調整前 中間(当期)純利益			731	3.0		430	1.8		1,214	2.6
法人税、住民税 及び事業税	※5	302			295		664			
法人税等調整額	※5	△68	233	1.0	191	487	2.1	△88	575	1.2
中間(当期)純利益			497	2.0		—	—		639	1.4
中間純損失			—	—		56	△0.3		—	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5,376	4,815	2,632	△407	12,416
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△365		△365
中間純利益			497		497
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	131	△1	129
平成18年9月30日残高(百万円)	5,376	4,815	2,764	△409	12,546

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,020	△162	1,857	14,274
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)			—	△365
中間純利益			—	497
自己株式の取得			—	△1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△417	△17	△434	△434
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△417	△17	△434	△304
平成18年9月30日残高(百万円)	1,603	△180	1,423	13,970

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	5,376	4,815	2,905	△410	12,688
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△365		△365
中間純損失			△56		△56
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の消却		△400		400	—
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△400	△422	399	△422
平成19年9月30日残高(百万円)	5,376	4,415	2,483	△10	12,265

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	1,464	△107	1,357	14,045
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当			—	△365
中間純損失			—	△56
自己株式の取得			—	△0
自己株式の消却			—	—
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△175	56	△118	△118
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△175	56	△118	△541
平成19年9月30日残高(百万円)	1,289	△50	1,238	13,504

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5,376	4,815	2,632	△407	12,416
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△365		△365
当期純利益			639		639
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	273	△2	271
平成19年3月31日残高(百万円)	5,376	4,815	2,905	△410	12,688

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,020	△162	1,857	14,274
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注)			—	△365
当期純利益			—	639
自己株式の取得			—	△2
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△555	55	△500	△500
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△555	55	△500	△228
平成19年3月31日残高(百万円)	1,464	△107	1,357	14,045

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期)純利益		731	430	1,214
2 減価償却費		759	811	1,526
3 減損損失		—	—	102
4 投資有価証券売却益		—	△90	△183
5 投資有価証券評価損		—	0	7
6 固定資産売却益		△0	△4	△6
7 固定資産処分損		3	4	81
8 厚生年金基金清算損		—	12	60
9 貸倒引当金の増減額(減少:△)		3	4	△53
10 退職給付引当金の増減額 (減少:△)		17	△109	19
11 役員退職慰労引当金の増加額		—	652	—
12 受取利息及び受取配当金		△60	△59	△95
13 支払利息		288	291	572
14 売上債権の減少額		128	618	7
15 仕入債務の増減額(減少:△)		△28	△124	360
16 その他		226	△620	244
小計		2,071	1,818	3,860
17 利息及び配当金の受取額		60	59	95
18 利息の支払額		△296	△291	△587
19 法人税等の支払額		△485	△347	△788
営業活動による キャッシュ・フロー		1,349	1,238	2,580
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 投資有価証券の取得による支出		△73	△261	△397
2 投資有価証券の売却による収入		—	265	353
3 固定資産の取得による支出		△687	△630	△1,604
4 固定資産の売却による収入		1	5	10
5 貸付による支出		—	△1	△3
6 貸付金の回収による収入		1	1	4
7 その他投融資支払による支出		△3	△3	△7
8 その他投融資回収による収入		6	11	46
投資活動による キャッシュ・フロー		△754	△612	△1,598

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 短期借入による収入		2,260	2,285	2,930
2 短期借入金の返済による支出		△1,000	△2,207	△3,751
3 長期借入による収入		570	450	4,970
4 長期借入金の返済による支出		△2,415	△2,256	△4,743
5 自己株式の取得による支出		△1	△0	△2
6 配当金の支払額		△362	△366	△362
財務活動による キャッシュ・フロー		△949	△2,095	△959
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△7	23	24
V 現金及び現金同等物の増減額 (減少:△)		△362	△1,445	46
VI 現金及び現金同等物の期首残高		3,083	3,130	3,083
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	2,721	1,684	3,130

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 15社 ケイヒン配送株式会社 ケイヒン陸運株式会社 [本店 東京都足立区] ケイヒン陸運株式会社 [本店 愛知県大府市] ケイヒン陸運株式会社 [本店 兵庫県神戸市] ケイヒン海運株式会社 ケイヒン港運株式会社 ケイヒン航空株式会社 ケイヒンコンテナ急送株式 会社 [本店 東京都品川区] ケイヒンコンテナ急送株式 会社 [本店 兵庫県神戸市] オーケーコンテナエクスプレ ス株式会社 ダックシステム株式会社 ケイヒン マルチトランス (シンガポール)プライベート リミテッド ケイヒン エヴェレット フォ ワーディング カンパニー イン ク エヴェレット スティームシ ップ コーポレーション ケイヒン マルチトランス (ホンコン)リミテッド</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッド ほか2社 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社3社は、いずれ も小規模であり、合計の総資 産、売上高、中間純損益(持 分に見合う額)および利益剰 余金(持分に見合う額)等は、 いずれも中間連結財務諸表に 重要な影響を及ぼしていない ためであります。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 15社 ケイヒン配送株式会社 ケイヒン陸運株式会社 [本店 東京都足立区] ケイヒン陸運株式会社 [本店 愛知県大府市] ケイヒン陸運株式会社 [本店 兵庫県神戸市] ケイヒン海運株式会社 ケイヒン港運株式会社 ケイヒン航空株式会社 ケイヒンコンテナ急送株式 会社 [本店 東京都品川区] ケイヒンコンテナ急送株式 会社 [本店 兵庫県神戸市] オーケーコンテナエクスプレ ス株式会社 ダックシステム株式会社 ケイヒン マルチトランス (シンガポール)プライベート リミテッド ケイヒン エヴェレット フォ ワーディング カンパニー イン ク エヴェレット スティームシ ップ コーポレーション ケイヒン マルチトランス (ホンコン)リミテッド</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッド ほか2社 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社3社は、いずれ も小規模であり、合計の総資 産、売上高、中間純損益(持 分に見合う額)および利益剰 余金(持分に見合う額)等は、 いずれも中間連結財務諸表に 重要な影響を及ぼしていない ためであります。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 15社 ケイヒン配送株式会社 ケイヒン陸運株式会社 [本店 東京都足立区] ケイヒン陸運株式会社 [本店 愛知県大府市] ケイヒン陸運株式会社 [本店 兵庫県神戸市] ケイヒン海運株式会社 ケイヒン港運株式会社 ケイヒン航空株式会社 ケイヒンコンテナ急送株式 会社 [本店 東京都品川区] ケイヒンコンテナ急送株式 会社 [本店 兵庫県神戸市] オーケーコンテナエクスプレ ス株式会社 ダックシステム株式会社 ケイヒン マルチトランス (シンガポール)プライベート リミテッド ケイヒン エヴェレット フォ ワーディング カンパニー イン ク エヴェレット スティームシ ップ コーポレーション ケイヒン マルチトランス (ホンコン)リミテッド</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッド ほか2社 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社3社は、いずれ も小規模であり、合計の総資 産、売上高、当期純損益(持 分に見合う額)および利益剰 余金(持分に見合う額)等は、 いずれも連結財務諸表に重要 な影響を及ぼしていないため であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数1社 ケイヒン マルチトランス タ イワン カンパニー リミテッ ド</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連 結子会社の名称等 ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッド ほか2社 (持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない非連結子 会社3社は、中間純損益(持 分に見合う額)および利益剰 余金(持分に見合う額)等に及 ぼす影響が軽微であり、かつ、 全体としても重要性が無 いため持分法の適用範囲から 除外しております。</p> <p>(3) 持分法を適用していない関連 会社の名称等 エヴェレット インディア プライベート リミテッド (持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない関連会社 は、中間純損益(持分に見合 う額)および利益剰余金(持分 に見合う額)等に及ぼす影響 が軽微であり、かつ、全体と しても重要性が無いため持分 法の適用範囲から除外して おります。</p> <p>(4) 持分法適用会社の中間決算日 は、平成18年6月30日であり ます。中間連結財務諸表の作 成にあたっては、同中間決算 日の中間財務諸表を使用し ております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数1社 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連 結子会社の名称等 ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッド ほか2社 (持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない非連結子 会社3社は、中間純損益(持 分に見合う額)および利益剰 余金(持分に見合う額)等に及 ぼす影響が軽微であり、かつ、 全体としても重要性が無 いため持分法の適用範囲から 除外しております。</p> <p>(3) 持分法を適用していない関連 会社の名称等 エヴェレット インディア プライベート リミテッド (持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない関連会社 は、中間純損益(持分に見合 う額)および利益剰余金(持分 に見合う額)等に及ぼす影響 が軽微であり、かつ、全体と しても重要性が無いため持分 法の適用範囲から除外して おります。</p> <p>(4) 持分法適用会社の中間決算日 は、平成19年6月30日であり ます。中間連結財務諸表の作 成にあたっては、同中間決算 日の中間財務諸表を使用し ております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数1社 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連 結子会社の名称等 ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッド ほか2社 (持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない非連結子 会社3社は、当期純損益(持 分に見合う額)および利益剰 余金(持分に見合う額)等に及 ぼす影響が軽微であり、かつ、 全体としても重要性が無 いため持分法の適用範囲から 除外しております。</p> <p>(3) 持分法を適用していない関連 会社の名称等 エヴェレット インディア プライベート リミテッド (持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない関連会社 は、当期純損益(持分に見合 う額)および利益剰余金(持分 に見合う額)等に及ぼす影響 が軽微であり、かつ、全体と しても重要性が無いため持分 法の適用範囲から除外して おります。</p> <p>(4) 持分法適用会社の決算日は、 平成18年12月31日であり ます。連結財務諸表の作成にあ たっては、同決算日の財務諸 表を使用しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 中間決算日が中間連結決算日と異なる連結子会社の数 4社 ケイヒン マルチトランス (シンガポール) プライベートリミテッド ケイヒン エヴェレット フォワードディング カンパニー インク エヴェレット スティームシップ コーポレーション ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド 上記連結子会社の中間決算日は、いずれも平成18年6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同中間決算日の中間財務諸表を使用しております。ただし、平成18年7月1日から平成18年9月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 中間決算日が中間連結決算日と異なる連結子会社の数 4社 ケイヒン マルチトランス (シンガポール) プライベートリミテッド ケイヒン エヴェレット フォワードディング カンパニー インク エヴェレット スティームシップ コーポレーション ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド 上記連結子会社の中間決算日は、いずれも平成19年6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同中間決算日の中間財務諸表を使用しております。ただし、平成19年7月1日から平成19年9月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 決算日が連結決算日と異なる連結子会社の数 4社 ケイヒン マルチトランス (シンガポール) プライベートリミテッド ケイヒン エヴェレット フォワードディング カンパニー インク エヴェレット スティームシップ コーポレーション ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド 上記連結子会社の決算日は、いずれも平成18年12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日の財務諸表を使用しております。ただし、平成19年1月1日から平成19年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法 ロ たな卸資産 貯蔵品 先入先出法による原価法</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ロ たな卸資産 貯蔵品 同左</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 同左 ロ たな卸資産 貯蔵品 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ 有形固定資産</p> <p>a 建物及び構築物および器具及び備品のうちコンピュータ機器 当社および国内連結子会社は、定額法によっており、在外連結子会社は当該国の会計基準に準じた会計処理によっております。</p> <p>b 上記以外の有形固定資産 当社および国内連結子会社は、定率法によっており、在外連結子会社は当該国の会計基準に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ 有形固定資産</p> <p>a 建物及び構築物および器具及び備品のうちコンピュータ機器 同左</p> <p>b 上記以外の有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これに伴い、前中間連結会計期間と同一の方法による場合と比べ、営業利益、経常利益、税金等調整前中間純利益はそれぞれ3百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これに伴い、前中間連結会計期間と同一の方法による場合と比べ、営業利益、経常利益、税金等調整前中間純利益がそれぞれ37百万円減少しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ 有形固定資産</p> <p>a 建物及び構築物および器具及び備品のうちコンピュータ機器 当社および国内連結子会社は、定額法によっており、在外連結子会社は当該国の会計基準に準じた会計処理によっております。</p> <p>b 上記以外の有形固定資産 当社および国内連結子会社は、定率法によっており、在外連結子会社は当該国の会計基準に準じた会計処理によっております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>ロ 無形固定資産</p> <p>a ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>b 上記以外の無形固定資産 当社および国内連結子会社は、定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社は当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、国内連結子会社は簡便法により期末要支給額の100%を計上しており、在外連結子会社は当該国の会計基準に準じた会計処理によっております。 数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>ハ _____</p>	<p>ロ 無形固定資産</p> <p>a ソフトウェア 同左</p> <p>b 上記以外の無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>ロ 退職給付引当金 同左</p> <p>ハ 役員退職慰労引当金 当社および主要な連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>ロ 無形固定資産</p> <p>a ソフトウェア 同左</p> <p>b 上記以外の無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>ロ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社は当連結会計年度末における退職給付債務に基づき、当連結会計年度末において発生している額を計上しております。 また、国内連結子会社は簡便法により期末要支給額の100%を計上しており、在外連結子会社は当該国の会計基準に準じた会計処理によっております。 数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>ハ _____</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 当社および国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 在外連結子会社は当該国の会計基準に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

会計処理方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、13,970百万円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、14,045百万円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>役員退職慰労引当金</p> <p>当社および主要な連結子会社の役員退職慰労金については、従来支出時の費用処理としておりましたが、当中間連結会計期間より、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、当社等においても将来の支出時における一時的負担の増大を避け、期間損益の適正化および財務内容の健全化を図るため、役員退職慰労金を役員の在任期間に亘って合理的に費用按分したものであります。</p> <p>この変更により、当中間連結会計期間の発生額32百万円は一般管理費へ、過年度分相当額705百万円は、特別損失に計上しております。</p> <p>この結果、従来と同一の処理を採用した場合と比べ、営業利益および経常利益は32百万円、税金等調整前中間純利益は652百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																																																													
<p>※1 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券 97百万円 (株式)</p>	<p>※1 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券 114百万円 (株式)</p>	<p>※1 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券 104百万円 (株式)</p>																																																																																													
<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額は、22,934百万円であります。</p>	<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額は、24,058百万円であります。</p>	<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額は、23,384百万円であります。</p>																																																																																													
<p>※3 担保に供している資産</p> <table border="1"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>17,878百万円</td> <td>(7,980百万円)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>7,432</td> <td>(2,855)</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>5,396</td> <td>(—)</td> </tr> <tr> <td>自己株式</td> <td>271</td> <td>(—)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,978</td> <td>(10,836)</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table border="1"> <tr> <td>一年内返済長期借入金</td> <td>4,408百万円</td> <td>(244百万円)</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>2,000</td> <td>(2,000)</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>10,892</td> <td>(1,366)</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td>110</td> <td>(—)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17,411</td> <td>(3,610)</td> </tr> </table>	建物及び構築物	17,878百万円	(7,980百万円)	土地	7,432	(2,855)	投資有価証券	5,396	(—)	自己株式	271	(—)	合計	30,978	(10,836)	一年内返済長期借入金	4,408百万円	(244百万円)	社債	2,000	(2,000)	長期借入金	10,892	(1,366)	短期借入金	110	(—)	合計	17,411	(3,610)	<p>※3 担保に供している資産</p> <table border="1"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>17,731百万円</td> <td>(7,734百万円)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>8,768</td> <td>(4,347)</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>4,387</td> <td>(—)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,887</td> <td>(12,081)</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table border="1"> <tr> <td>一年内返済長期借入金</td> <td>4,760百万円</td> <td>(244百万円)</td> </tr> <tr> <td>一年内償還社債</td> <td>1,000</td> <td>(1,000)</td> </tr> <tr> <td>その他(流動負債)</td> <td>97</td> <td>(97)</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>1,000</td> <td>(1,000)</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>10,890</td> <td>(1,122)</td> </tr> <tr> <td>その他(固定負債)</td> <td>292</td> <td>(292)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18,041</td> <td>(3,756)</td> </tr> </table>	建物及び構築物	17,731百万円	(7,734百万円)	土地	8,768	(4,347)	投資有価証券	4,387	(—)	合計	30,887	(12,081)	一年内返済長期借入金	4,760百万円	(244百万円)	一年内償還社債	1,000	(1,000)	その他(流動負債)	97	(97)	社債	1,000	(1,000)	長期借入金	10,890	(1,122)	その他(固定負債)	292	(292)	合計	18,041	(3,756)	<p>※3 担保に供している資産</p> <table border="1"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>17,904百万円</td> <td>(7,896百万円)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>8,753</td> <td>(4,332)</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>2,577</td> <td>(—)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29,235</td> <td>(12,228)</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table border="1"> <tr> <td>一年内返済長期借入金</td> <td>4,667百万円</td> <td>(244百万円)</td> </tr> <tr> <td>その他(流動負債)</td> <td>97</td> <td>(97)</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>2,000</td> <td>(2,000)</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>12,771</td> <td>(1,244)</td> </tr> <tr> <td>その他(固定負債)</td> <td>292</td> <td>(292)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,829</td> <td>(3,878)</td> </tr> </table>	建物及び構築物	17,904百万円	(7,896百万円)	土地	8,753	(4,332)	投資有価証券	2,577	(—)	合計	29,235	(12,228)	一年内返済長期借入金	4,667百万円	(244百万円)	その他(流動負債)	97	(97)	社債	2,000	(2,000)	長期借入金	12,771	(1,244)	その他(固定負債)	292	(292)	合計	19,829	(3,878)
建物及び構築物	17,878百万円	(7,980百万円)																																																																																													
土地	7,432	(2,855)																																																																																													
投資有価証券	5,396	(—)																																																																																													
自己株式	271	(—)																																																																																													
合計	30,978	(10,836)																																																																																													
一年内返済長期借入金	4,408百万円	(244百万円)																																																																																													
社債	2,000	(2,000)																																																																																													
長期借入金	10,892	(1,366)																																																																																													
短期借入金	110	(—)																																																																																													
合計	17,411	(3,610)																																																																																													
建物及び構築物	17,731百万円	(7,734百万円)																																																																																													
土地	8,768	(4,347)																																																																																													
投資有価証券	4,387	(—)																																																																																													
合計	30,887	(12,081)																																																																																													
一年内返済長期借入金	4,760百万円	(244百万円)																																																																																													
一年内償還社債	1,000	(1,000)																																																																																													
その他(流動負債)	97	(97)																																																																																													
社債	1,000	(1,000)																																																																																													
長期借入金	10,890	(1,122)																																																																																													
その他(固定負債)	292	(292)																																																																																													
合計	18,041	(3,756)																																																																																													
建物及び構築物	17,904百万円	(7,896百万円)																																																																																													
土地	8,753	(4,332)																																																																																													
投資有価証券	2,577	(—)																																																																																													
合計	29,235	(12,228)																																																																																													
一年内返済長期借入金	4,667百万円	(244百万円)																																																																																													
その他(流動負債)	97	(97)																																																																																													
社債	2,000	(2,000)																																																																																													
長期借入金	12,771	(1,244)																																																																																													
その他(固定負債)	292	(292)																																																																																													
合計	19,829	(3,878)																																																																																													
<p>上記のうち(内書)は工場財団抵当、港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。また、上記の担保に供している資産のほかに、リース債権285百万円を担保に供しております。</p>	<p>上記のうち(内書)は工場財団抵当、港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。また、上記の担保に供している資産のほかに、リース債権308百万円を担保に供しております。</p>	<p>上記のうち(内書)は工場財団抵当、港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。また、上記の担保に供している資産のほかに、リース債権349百万円を担保に供しております。</p>																																																																																													
<p>4 債務保証</p> <p>下記の会社の銀行借入金に対し、債務保証を行っております。</p> <table border="1"> <tr> <td>株式会社ワールド流通センター</td> <td>1,192百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター株式会社</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,376</td> </tr> </table>	株式会社ワールド流通センター	1,192百万円	青海流通センター株式会社	184	合計	1,376	<p>4 債務保証</p> <p>下記の会社の銀行借入金に対し、債務保証を行っております。</p> <table border="1"> <tr> <td>株式会社ワールド流通センター</td> <td>1,056百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター株式会社</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,229</td> </tr> </table>	株式会社ワールド流通センター	1,056百万円	青海流通センター株式会社	172	合計	1,229	<p>4 債務保証</p> <p>下記の会社の銀行借入金に対し、債務保証を行っております。</p> <table border="1"> <tr> <td>株式会社ワールド流通センター</td> <td>1,118百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター株式会社</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,296</td> </tr> </table>	株式会社ワールド流通センター	1,118百万円	青海流通センター株式会社	177	合計	1,296																																																																											
株式会社ワールド流通センター	1,192百万円																																																																																														
青海流通センター株式会社	184																																																																																														
合計	1,376																																																																																														
株式会社ワールド流通センター	1,056百万円																																																																																														
青海流通センター株式会社	172																																																																																														
合計	1,229																																																																																														
株式会社ワールド流通センター	1,118百万円																																																																																														
青海流通センター株式会社	177																																																																																														
合計	1,296																																																																																														
<p>※5 当中間連結会計期間末日満期手形の処理</p> <p>当中間連結会計期間末日は金融機関の休日でしたが、当中間連結会計期間末日に満期となる次の手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>受取手形 43百万円</p>	<p>※5 当中間連結会計期間末日満期手形の処理</p> <p>当中間連結会計期間末日は金融機関の休日でしたが、当中間連結会計期間末日に満期となる次の手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>受取手形 52百万円</p>	<p>※5 当連結会計年度末日満期手形の処理</p> <p>当連結会計年度末日は金融機関の休日でしたが、当連結会計年度末日に満期となる次の手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>受取手形 49百万円</p>																																																																																													

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
<p>※1 一般管理費のうち、主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>158百万円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>繰入額</td> <td></td> </tr> </table>	役員報酬	158百万円	給与手当	229	貸倒引当金	5	繰入額		<p>※1 一般管理費のうち、主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>160百万円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>234</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>繰入額</td> <td></td> </tr> </table>	役員報酬	160百万円	給与手当	234	退職給付費用	15	役員退職慰労引当金繰入額	32	貸倒引当金	6	繰入額		<p>※1 一般管理費のうち、主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>318百万円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>462</td> </tr> <tr> <td>福利費</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>繰入額</td> <td></td> </tr> </table>	役員報酬	318百万円	給与手当	462	福利費	160	退職給付費用	21	貸倒引当金	15	繰入額	
役員報酬	158百万円																																	
給与手当	229																																	
貸倒引当金	5																																	
繰入額																																		
役員報酬	160百万円																																	
給与手当	234																																	
退職給付費用	15																																	
役員退職慰労引当金繰入額	32																																	
貸倒引当金	6																																	
繰入額																																		
役員報酬	318百万円																																	
給与手当	462																																	
福利費	160																																	
退職給付費用	21																																	
貸倒引当金	15																																	
繰入額																																		
<p>※2 固定資産売却益の内訳は、機械装置及び運搬具売却益であります。</p>	<p>※2 固定資産売却益の内訳は、機械装置及び運搬具売却益4百万円であります。</p>	<p>※2 固定資産売却益の内訳は、機械装置及び運搬具売却益6百万円であります。</p>																																
<p>※3 _____</p>	<p>※3 _____</p>	<p>※3 減損損失 当社グループは、以下のリース資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>リース資産</td> <td>東京都品川区</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> <td>リース資産</td> <td>兵庫県神戸市</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経緯) 事業用資産のうち、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなり収益性が低下した資産グループについて、減損損失を認識しました。</p> <p>(グルーピングの方法) 当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、当社については事業所単位で、連結子会社については会社ごとに資産のグルーピングを行っております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等) 使用価値、割引率5.0%</p>	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	事業用資産	リース資産	東京都品川区	71	事業用資産	リース資産	兵庫県神戸市	31	合計			102																
用途	種類	場所	減損損失 (百万円)																															
事業用資産	リース資産	東京都品川区	71																															
事業用資産	リース資産	兵庫県神戸市	31																															
合計			102																															
<p>※4 固定資産処分損の内訳は、建物及び構築物処分損2百万円ほかであります。</p>	<p>※4 固定資産処分損の内訳は、建物及び構築物処分損3百万円ほかであります。</p>	<p>※4 固定資産処分損の内訳は、機械装置及び運搬具処分損75百万円、建物及び構築物処分損3百万円ほかであります。</p>																																
<p>※5 中間連結会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している固定資産圧縮積立金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>※5 同左</p>	<p>※5 _____</p>																																

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	67,539,457	—	—	67,539,457

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	2,212,776	3,945	—	2,216,721

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,945株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	365	5.60	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(注) 前連結会計年度の利益処分による剰余金の配当として、上記のほか連結子会社へ12百万円の支払いを実施しております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	67,539,457	—	2,175,000	65,364,457

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 2,175,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	2,218,253	1,976	2,175,000	45,229

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,976株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 2,175,000株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	365	5.60	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

[次へ](#)

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,539,457	—	—	67,539,457

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,212,776	5,477	—	2,218,253

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 5,477株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	365	5.60	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(注) 前連結会計年度の利益処分による剰余金の配当として、上記のほか連結子会社へ12百万円の支払いを実施しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	365	5.60	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)</p> <p>現金及び預金 2,721百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 — <hr/>現金及び現金同等物 2,721</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)</p> <p>現金及び預金 1,684百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 — <hr/>現金及び現金同等物 1,684</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <p>現金及び預金 3,130百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 — <hr/>現金及び現金同等物 3,130</p>

[前へ](#)

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車輛運搬具</td> <td>1,334</td> <td>511</td> <td>822</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>223</td> <td>94</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,558</td> <td>606</td> <td>951</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車輛運搬具	1,334	511	822	器具及び備品	223	94	128	合計	1,558	606	951	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車輛運搬具</td> <td>1,378</td> <td>549</td> <td>91</td> <td>736</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>244</td> <td>101</td> <td>9</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,622</td> <td>651</td> <td>100</td> <td>870</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車輛運搬具	1,378	549	91	736	器具及び備品	244	101	9	133	合計	1,622	651	100	870	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車輛運搬具</td> <td>1,298</td> <td>506</td> <td>93</td> <td>698</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>251</td> <td>103</td> <td>9</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,549</td> <td>609</td> <td>102</td> <td>837</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車輛運搬具	1,298	506	93	698	器具及び備品	251	103	9	139	合計	1,549	609	102	837
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																							
車輛運搬具	1,334	511	822																																																							
器具及び備品	223	94	128																																																							
合計	1,558	606	951																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																						
車輛運搬具	1,378	549	91	736																																																						
器具及び備品	244	101	9	133																																																						
合計	1,622	651	100	870																																																						
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																						
車輛運搬具	1,298	506	93	698																																																						
器具及び備品	251	103	9	139																																																						
合計	1,549	609	102	837																																																						
なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																								
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 一年内 273百万円 一年超 677 合計 951	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 一年内 296百万円 一年超 658 合計 955	(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 一年内 291百万円 一年超 649 合計 940																																																								
なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	リース資産減損勘定中間期末残高 84百万円 なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	リース資産減損勘定期末残高 102百万円 なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																								
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 146百万円 減価償却費相当額 146	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額 支払リース料 157百万円 リース資産減損勘定の取崩額 17 減価償却費相当額 139	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 307百万円 減価償却費相当額 307 減損損失 102																																																								
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																								

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	3,250	5,907	2,656

3 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	516

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	3,539	5,625	2,085

3 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	610

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	3,431	5,834	2,403

3 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	606

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末（平成18年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末（平成19年9月30日）

該当事項はありません。

前連結会計年度末（平成19年3月31日）

該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間および当中間連結会計期間ならびに前連結会計年度において、当社グループは国際輸送、港湾運送、倉庫、陸上運送、宅配等からなる物流サービスを中心とした物流事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間および当中間連結会計期間ならびに前連結会計年度において、本邦の売上高は、連結会社の売上高の合計に占める割合が90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間および当中間連結会計期間ならびに前連結会計年度において、海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 213.86円	1株当たり純資産額 206.74円	1株当たり純資産額 215.03円
1株当たり中間純利益 7.61円	1株当たり中間純損失 0.87円	1株当たり当期純利益 9.79円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	1株当たり中間純損失の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
中間連結損益計算書上の 中間純利益 497百万円 普通株式に係る中間純利益 497百万円 普通株主に帰属しない金額の 主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 65,324,839株	中間連結損益計算書上の 中間純損失 56百万円 普通株式に係る中間純損失 56百万円 普通株主に帰属しない金額の 主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 65,320,114株	連結損益計算書上の 当期純利益 639百万円 普通株式に係る当期純利益 639百万円 普通株主に帰属しない金額の 主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 65,323,314株
1株当たり純資産額の算定上の基礎	1株当たり純資産額の算定上の基礎	1株当たり純資産額の算定上の基礎
中間連結貸借対照表上の 純資産額 13,970百万円 普通株式に係る中間連結会計期間 末の純資産額 13,970百万円 1株当たり純資産額の算定に用い られた中間連結会計期間末の普通 株式の数 65,322,736株	中間連結貸借対照表上の 純資産額 13,504百万円 普通株式に係る中間連結会計期間 末の純資産額 13,504百万円 1株当たり純資産額の算定に用い られた中間連結会計期間末の普通 株式の数 65,319,228株	連結貸借対照表上の 純資産額 14,045百万円 普通株式に係る連結会計年度 末の純資産額 14,045百万円 1株当たり純資産額の算定に用い られた連結会計年度末の普通株式 の数 65,321,204株

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。	<p>当社（提出会社）は以下の条件で無担保社債を発行いたしました。</p> <p>ケイヒン株式会社第16回無担保社債</p> <ol style="list-style-type: none">1 払込期日 平成19年11月22日2 発行価額 1,000百万円3 発行価格 各社債の金額100円につき 金100円4 利率 年1.45%5 償還期限 平成24年11月22日に各社債の金額100円につき金100円にて償還6 資金の使途 運転資金に充当 <p>ケイヒン株式会社第17回無担保社債</p> <ol style="list-style-type: none">1 払込期日 平成19年11月28日2 発行価額 600百万円3 発行価格 各社債の金額100円につき 金100円4 利率 年1.36%5 償還期限 平成24年11月28日に各社債の金額100円につき金100円にて償還6 資金の使途 運転資金に充当 <p>ケイヒン株式会社第18回無担保社債</p> <ol style="list-style-type: none">1 払込期日 平成19年11月30日2 発行価額 400百万円3 発行価格 各社債の金額100円につき 金100円4 利率 年1.41%5 償還期限 平成24年11月30日に各社債の金額100円につき金100円にて償還6 資金の使途 運転資金に充当	該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,943		679		2,294	
2 受取手形	※5	166		182		649	
3 営業未収金		4,600		4,385		4,365	
4 貯蔵品		2		2		2	
5 短期貸付金		501		903		2	
6 繰延税金資産		142		53		170	
7 その他		653		898		718	
貸倒引当金		△9		△7		△4	
流動資産合計		8,001	17.8	7,097	16.1	8,197	17.8
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物	※1	18,535		18,393		18,497	
(2) 土地	※1	6,960		8,453		8,438	
(3) 建設仮勘定		104		34		28	
(4) その他		1,141		1,133		1,113	
有形固定資産合計	※2	26,741		28,015		28,078	
2 無形固定資産							
(1) 借地権		2,285		1,405		1,405	
(2) その他		389		461		419	
無形固定資産合計		2,674		1,867		1,824	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※1	6,959		6,580		6,822	
(2) 長期貸付金		—		—		500	
(3) 差入保証金		442		415		416	
(4) その他		46		45		49	
投資その他の資産 合計		7,449		7,040		7,788	
固定資産合計		36,865	82.2	36,922	83.9	37,691	82.2
III 繰延資産							
社債発行費		3		—		—	
繰延資産合計		3	0.0	—	—	—	—
資産合計		44,870	100.0	44,020	100.0	45,889	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 営業未払金		3,043		3,292		3,328	
2 短期借入金		4,341		4,981		3,069	
3 一年内返済長期 借入金	※1	3,718		4,029		3,878	
4 一年内償還社債	※1	—		1,000		—	
5 未払法人税等		252		230		292	
6 その他	※1 ※3	924		916		1,171	
流動負債合計		12,281	27.4	14,451	32.8	11,740	25.6
II 固定負債							
1 社債	※1	3,000		2,000		3,000	
2 長期借入金	※1	10,515		9,535		12,881	
3 長期未払金	※1	—		292		292	
4 繰延税金負債		847		652		733	
5 退職給付引当金		1,811		1,661		1,798	
6 役員退職慰労引当金		—		605		—	
7 関係会社損失引当金		597		823		799	
8 その他		381		385		379	
固定負債合計		17,152	38.2	15,956	36.3	19,885	43.3
負債合計		29,433	65.6	30,407	69.1	31,625	68.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		5,376		5,376		5,376	
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		4,812		3,689		4,812	
(2) その他資本剰余金		0		0		0	
資本剰余金合計		4,812		3,690		4,812	
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		984		984		984	
(2) その他利益剰余金							
固定資産圧縮 積立金		817		807		807	
別途積立金		1,713		1,513		1,713	
繰越利益剰余金		224		97		353	
利益剰余金合計		3,741		3,404		3,860	
4 自己株式		△9		△10		△1,132	
株主資本合計		13,920	31.0	12,460	28.3	12,916	28.1
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		1,516		1,152		1,347	
評価・換算差額等 合計		1,516	3.4	1,152	2.6	1,347	3.0
純資産合計		15,437	34.4	13,613	30.9	14,263	31.1
負債純資産合計		44,870	100.0	44,020	100.0	45,889	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			20,650	100.0		20,155	100.0		39,113	100.0
II 売上原価			19,616	95.0		18,597	92.3		37,078	94.8
売上総利益			1,034	5.0		1,558	7.7		2,035	5.2
III 一般管理費			404	2.0		464	2.3		790	2.0
営業利益			629	3.0		1,093	5.4		1,244	3.2
IV 営業外収益	※1		81	0.4		81	0.4		136	0.3
V 営業外費用	※2		238	1.1		279	1.4		488	1.2
経常利益			472	2.3		895	4.4		893	2.3
VI 特別利益	※3		23	0.1		114	0.6		207	0.5
VII 特別損失	※4		120	0.6		706	3.5		354	0.9
税引前中間(当期) 純利益			375	1.8		303	1.5		745	1.9
法人税、住民税 及び事業税	※6	231			225			508		
法人税等調整額	※6	△22	208	1.0	169	394	2.0	△48	459	1.2
中間(当期)純利益			167	0.8		—	—		286	0.7
中間純損失			—	—		90	△0.5		—	—

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5,376	4,812	0	4,812
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				—
特別償却準備金の取崩(注)				—
固定資産圧縮積立金の取崩(注)				—
中間純利益				—
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—
平成18年9月30日残高(百万円)	5,376	4,812	0	4,812

項目	株主資本					
	利益剰余金					利益剰余金合計
	利益準備金	その他利益剰余金				
特別償却準備金		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	984	0	828	1,713	424	3,952
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)					△378	△378
特別償却準備金の取崩(注)		△0			0	—
固定資産圧縮積立金の取崩(注)			△10		10	—
中間純利益					167	167
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)						—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△0	△10	—	△199	△210
平成18年9月30日残高(百万円)	984	—	817	1,713	224	3,741

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△7	14,133	1,858	1,858	15,991
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)		△378		—	△378
特別償却準備金の取崩(注)		—		—	—
固定資産圧縮積立金の取崩(注)		—		—	—
中間純利益		167		—	167
自己株式の取得	△1	△1		—	△1
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)		—	△342	△342	△342
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△1	△212	△342	△342	△554
平成18年9月30日残高(百万円)	△9	13,920	1,516	1,516	15,437

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	5,376	4,812	0	4,812
中間会計期間中の変動額				-
資本準備金の取崩		△1,122	1,122	-
剰余金の配当				-
別途積立金の取崩				-
中間純損失				-
自己株式の取得				-
自己株式の消却			△1,122	△1,122
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				-
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	-	△1,122	-	△1,122
平成19年9月30日残高(百万円)	5,376	3,689	0	3,690

項目	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成19年3月31日残高(百万円)	984	807	1,713	353	3,860
中間会計期間中の変動額					-
資本準備金の取崩					-
剰余金の配当				△365	△365
別途積立金の取崩			△200	200	-
中間純損失				△90	△90
自己株式の取得					-
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)					-
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	-	-	△200	△256	△456
平成19年9月30日残高(百万円)	984	807	1,513	97	3,404

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	△1,132	12,916	1,347	1,347	14,263
中間会計期間中の変動額					-
資本準備金の取崩		-		-	-
剰余金の配当		△365		-	△365
別途積立金の取崩		-		-	-
中間純損失		△90		-	△90
自己株式の取得	△0	△0		-	△0
自己株式の消却	1,122	-		-	-
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)		-	△194	△194	△194
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	1,121	△456	△194	△194	△650
平成19年9月30日残高(百万円)	△10	12,460	1,152	1,152	13,613

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5,376	4,812	0	4,812
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				—
特別償却準備金の取崩(注)				—
固定資産圧縮積立金の取崩(注)				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—
平成19年3月31日残高(百万円)	5,376	4,812	0	4,812

項目	株主資本					
	利益剰余金					利益 剰余金 合計
	利益準備金	その他利益剰余金				
特別償却 準備金		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	984	0	828	1,713	424	3,952
事業年度中の変動額						
剰余金の配当(注)					△378	△378
特別償却準備金の取崩(注)		△0			0	—
固定資産圧縮積立金の取崩(注)			△10		10	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△10		10	—
当期純利益					286	286
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△0	△20	—	△70	△91
平成19年3月31日残高(百万円)	984	—	807	1,713	353	3,860

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△7	14,133	1,858	1,858	15,991
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)		△378		—	△378
特別償却準備金の取崩(注)		—		—	—
固定資産圧縮積立金の取崩(注)		—		—	—
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—	—
当期純利益		286		—	286
自己株式の取得	△1,124	△1,124		—	△1,124
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	△511	△511	△511
事業年度中の変動額合計(百万円)	△1,124	△1,216	△511	△511	△1,727
平成19年3月31日残高(百万円)	△1,132	12,916	1,347	1,347	14,263

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) たな卸資産 貯蔵品は、先入先出法による原価法</p> <p>(2) 有価証券 イ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 ロ その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 イ 子会社株式及び関連会社株式 同左 ロ その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 イ 子会社株式及び関連会社株式 同左 ロ その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 同左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 イ 建物及び構築物 定額法 ロ 上記以外の有形固定資産 定率法</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 イ 建物及び構築物 同左 ロ 上記以外の有形固定資産 同左 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴い、前中間会計期間と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前中間純利益はそれぞれ 2 百万円減少しております。 (追加情報) 平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴い、前中間会計期間と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前中間純利益がそれぞれ 31 百万円減少しております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 イ 建物及び構築物 定額法 ロ 上記以外の有形固定資産 定率法</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 無形固定資産</p> <p>イ ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>ロ 上記以外の無形固定資産 定額法</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>イ ソフトウェア 同左</p> <p>ロ 上記以外の無形固定資産 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>イ ソフトウェア 同左</p> <p>ロ 上記以外の無形固定資産 同左</p>
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 関係会社損失引当金 関係会社の財務体質の健全化を目的として、将来予想される支援およびその他の負担に備えるため、損失負担見込額を計上しております。</p> <p>_____</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 関係会社損失引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。 数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 関係会社損失引当金 同左</p> <p>_____</p>
<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>5 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>5 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>5 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、15,437百万円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、14,263百万円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金については、従来支出時の費用処理としておりましたが、当中間会計期間より内規に基づく中間会計期間末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、当社においても将来の支出時における一時的負担の増大を避け、期間損益の適正化および財務内容の健全化を図るため、役員退職慰労金を役員の在任期間に亘って合理的に費用按分したものであります。</p> <p>この変更により、当中間会計期間の発生額27百万円は一般管理費へ、過年度分相当額653百万円は、特別損失に計上しております。</p> <p>この結果、従来と同一の処理を採用した場合と比べ、営業利益および経常利益は27百万円、税引前中間純利益は605百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																																																																							
<p>※1 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>17,658百万円</td> <td>(7,980百万円)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>5,001</td> <td>(2,855)</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>5,385</td> <td>(—)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28,044</td> <td>(10,836)</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table border="0"> <tr> <td>一年内返済長期借入金</td> <td>3,688百万円</td> <td>(244百万円)</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>2,000</td> <td>(2,000)</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>9,054</td> <td>(1,366)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,743</td> <td>(3,610)</td> </tr> </table> <p>上記のうち(内書)は工場財団抵当、 港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。</p>	建物	17,658百万円	(7,980百万円)	土地	5,001	(2,855)	投資有価証券	5,385	(—)	合計	28,044	(10,836)	一年内返済長期借入金	3,688百万円	(244百万円)	社債	2,000	(2,000)	長期借入金	9,054	(1,366)	合計	14,743	(3,610)	<p>※1 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>17,401百万円</td> <td>(7,734百万円)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>6,492</td> <td>(4,347)</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>4,387</td> <td>(—)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28,281</td> <td>(12,081)</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table border="0"> <tr> <td>一年内返済長期借入金</td> <td>3,975百万円</td> <td>(244百万円)</td> </tr> <tr> <td>一年内償還社債</td> <td>1,000</td> <td>(1,000)</td> </tr> <tr> <td>その他(流動負債)</td> <td>97</td> <td>(97)</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>1,000</td> <td>(1,000)</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>9,378</td> <td>(1,122)</td> </tr> <tr> <td>長期未払金</td> <td>292</td> <td>(292)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,744</td> <td>(3,756)</td> </tr> </table> <p>上記のうち(内書)は工場財団抵当、 港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。</p>	建物	17,401百万円	(7,734百万円)	土地	6,492	(4,347)	投資有価証券	4,387	(—)	合計	28,281	(12,081)	一年内返済長期借入金	3,975百万円	(244百万円)	一年内償還社債	1,000	(1,000)	その他(流動負債)	97	(97)	社債	1,000	(1,000)	長期借入金	9,378	(1,122)	長期未払金	292	(292)	合計	15,744	(3,756)	<p>※1 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>17,553百万円</td> <td>(7,896百万円)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>6,477</td> <td>(4,332)</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>2,577</td> <td>(—)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,608</td> <td>(12,228)</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table border="0"> <tr> <td>一年内返済長期借入金</td> <td>3,836百万円</td> <td>(244百万円)</td> </tr> <tr> <td>その他(流動負債)</td> <td>97</td> <td>(97)</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>2,000</td> <td>(2,000)</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>11,344</td> <td>(1,244)</td> </tr> <tr> <td>長期未払金</td> <td>292</td> <td>(292)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17,572</td> <td>(3,878)</td> </tr> </table> <p>上記のうち(内書)は工場財団抵当、 港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。</p>	建物	17,553百万円	(7,896百万円)	土地	6,477	(4,332)	投資有価証券	2,577	(—)	合計	26,608	(12,228)	一年内返済長期借入金	3,836百万円	(244百万円)	その他(流動負債)	97	(97)	社債	2,000	(2,000)	長期借入金	11,344	(1,244)	長期未払金	292	(292)	合計	17,572	(3,878)
建物	17,658百万円	(7,980百万円)																																																																																							
土地	5,001	(2,855)																																																																																							
投資有価証券	5,385	(—)																																																																																							
合計	28,044	(10,836)																																																																																							
一年内返済長期借入金	3,688百万円	(244百万円)																																																																																							
社債	2,000	(2,000)																																																																																							
長期借入金	9,054	(1,366)																																																																																							
合計	14,743	(3,610)																																																																																							
建物	17,401百万円	(7,734百万円)																																																																																							
土地	6,492	(4,347)																																																																																							
投資有価証券	4,387	(—)																																																																																							
合計	28,281	(12,081)																																																																																							
一年内返済長期借入金	3,975百万円	(244百万円)																																																																																							
一年内償還社債	1,000	(1,000)																																																																																							
その他(流動負債)	97	(97)																																																																																							
社債	1,000	(1,000)																																																																																							
長期借入金	9,378	(1,122)																																																																																							
長期未払金	292	(292)																																																																																							
合計	15,744	(3,756)																																																																																							
建物	17,553百万円	(7,896百万円)																																																																																							
土地	6,477	(4,332)																																																																																							
投資有価証券	2,577	(—)																																																																																							
合計	26,608	(12,228)																																																																																							
一年内返済長期借入金	3,836百万円	(244百万円)																																																																																							
その他(流動負債)	97	(97)																																																																																							
社債	2,000	(2,000)																																																																																							
長期借入金	11,344	(1,244)																																																																																							
長期未払金	292	(292)																																																																																							
合計	17,572	(3,878)																																																																																							
<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額は19,754百万円であります。</p>	<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額は20,897百万円であります。</p>	<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額は20,332百万円であります。</p>																																																																																							
<p>※3 消費税等については、仮払消費税等と仮受消費税等を相殺のうえ、その他(流動負債)に含めて表示しております。</p>	<p>※3 同左</p>	<p>※3 —————</p>																																																																																							
<p>4 債務保証</p> <p>下記の会社の銀行借入金(長期)に対し債務保証を行っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>株式会社ワールド流通センター</td> <td>1,192百万円</td> </tr> <tr> <td>ケイヒン配送株式会社</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター株式会社</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,530</td> </tr> </table>	株式会社ワールド流通センター	1,192百万円	ケイヒン配送株式会社	154	青海流通センター株式会社	184	合計	1,530	<p>4 債務保証</p> <p>下記の会社の銀行借入金(長期)に対し債務保証を行っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>株式会社ワールド流通センター</td> <td>1,056百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター株式会社</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,229</td> </tr> </table>	株式会社ワールド流通センター	1,056百万円	青海流通センター株式会社	172	合計	1,229	<p>4 債務保証</p> <p>下記の会社の銀行借入金(長期)に対し債務保証を行っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>株式会社ワールド流通センター</td> <td>1,118百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター株式会社</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,296</td> </tr> </table>	株式会社ワールド流通センター	1,118百万円	青海流通センター株式会社	177	合計	1,296																																																																			
株式会社ワールド流通センター	1,192百万円																																																																																								
ケイヒン配送株式会社	154																																																																																								
青海流通センター株式会社	184																																																																																								
合計	1,530																																																																																								
株式会社ワールド流通センター	1,056百万円																																																																																								
青海流通センター株式会社	172																																																																																								
合計	1,229																																																																																								
株式会社ワールド流通センター	1,118百万円																																																																																								
青海流通センター株式会社	177																																																																																								
合計	1,296																																																																																								
<p>※5 当中間会計期間末日満期手形の処理</p> <p>当中間会計期間末日は金融機関の休日でしたが、当中間会計期間末日に満期となる次の手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>受取手形 11百万円</p>	<p>※5 当中間会計期間末日満期手形の処理</p> <p>当中間会計期間末日は金融機関の休日でしたが、当中間会計期間末日に満期となる次の手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>受取手形 5百万円</p>	<p>※5 当事業年度末日満期手形の処理</p> <p>当事業年度末日は金融機関の休日でしたが、当事業年度末日に満期となる次の手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>受取手形 10百万円</p>																																																																																							

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益の主な内訳は次のとおりであります。 受取利息 5百万円 受取配当金 53	※1 営業外収益の主な内訳は次のとおりであります。 受取利息 5百万円 受取配当金 53	※1 営業外収益の主な内訳は次のとおりであります。 受取利息 13百万円 受取配当金 69 受取手数料 21
※2 営業外費用の主な内訳は次のとおりであります。 支払利息 205百万円 社債利息 20	※2 営業外費用の主な内訳は次のとおりであります。 支払利息 220百万円 社債利息 20	※2 営業外費用の主な内訳は次のとおりであります。 支払利息 414百万円 社債利息 40
※3 特別利益の主な内訳は次のとおりであります。 過年度固定資産税還付額 23百万円	※3 特別利益の主な内訳は次のとおりであります。 投資有価証券売却益 90百万円	※3 特別利益の主な内訳は次のとおりであります。 投資有価証券売却益 183百万円
※4 特別損失の主な内訳は次のとおりであります。 関係会社損失引当損 110百万円 投資有価証券評価損 7	※4 特別損失の主な内訳は次のとおりであります。 過年度役員退職慰労引当金繰入額 653百万円 関係会社損失引当損 49	※4 特別損失の主な内訳は次のとおりであります。 関係会社損失引当損 312百万円
5 減価償却実施額 有形固定資産 587百万円 無形固定資産 60 合計 647	5 減価償却実施額 有形固定資産 624百万円 無形固定資産 68 合計 693	5 減価償却実施額 有形固定資産 1,182百万円 無形固定資産 118 合計 1,300
※6 中間会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当事業年度において予定している固定資産圧縮積立金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	※6 同左	※6 —————

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	37,776	3,945	—	41,721

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 3,945株

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	2,218,253	1,976	2,175,000	45,229

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,976株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 2,175,000株

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	37,776	2,180,477	—	2,218,253

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

子会社の有する自己株式の取得による増加 2,175,000株

単元未満株式の買取りによる増加 5,477株

[前へ](#)

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
その他(車輛運搬具)	316	106	209	その他(車輛運搬具)	338	142	196	その他(車輛運搬具)	315	126	189
その他(器具及び備品)	106	43	63	その他(器具及び備品)	130	53	77	その他(器具及び備品)	115	49	65
合計	423	150	273	合計	469	195	273	合計	430	175	255
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>				<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>				<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>			
② 未経過リース料中間期末残高相当額				② 未経過リース料中間期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
		78百万円				92百万円				83百万円	
		195				180				171	
合計		273		合計		273		合計		255	
<p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>				<p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>				<p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>			
③ 支払リース料及び減価償却費相当額				③ 支払リース料及び減価償却費相当額				③ 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料		41百万円		支払リース料		45百万円		支払リース料		85百万円	
減価償却費相当額		41		減価償却費相当額		45		減価償却費相当額		85	
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。				④ 減価償却費相当額の算定方法 同左				④ 減価償却費相当額の算定方法 同左			

[前へ](#)[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成19年3月31日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 228.71円	1株当たり純資産額 208.41円	1株当たり純資産額 218.37円
1株当たり中間純利益 2.48円	1株当たり中間純損失 1.38円	1株当たり当期純利益 4.31円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	1株当たり中間純損失の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
中間損益計算書上の中間純利益 167百万円	中間損益計算書上の中間純損失 90百万円	損益計算書上の当期純利益 286百万円
普通株式に係る中間純利益 167百万円	普通株式に係る中間純損失 90百万円	普通株式に係る当期純利益 286百万円
普通株主に帰属しない金額の 主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の 主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の 主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 67,499,839株	普通株式の期中平均株式数 65,320,114株	普通株式の期中平均株式数 66,410,814株
1株当たり純資産額の算定上の基礎	1株当たり純資産額の算定上の基礎	1株当たり純資産額の算定上の基礎
中間貸借対照表上の純資産額 15,437百万円	中間貸借対照表上の純資産額 13,613百万円	貸借対照表上の純資産額 14,263百万円
普通株式に係る中間期末の 純資産額 15,437百万円	普通株式に係る中間期末の 純資産額 13,613百万円	普通株式に係る期末の 純資産額 14,263百万円
1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末の普通株式の数 67,497,736株	1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末の普通株式の数 65,319,228株	1株当たり純資産額の算定に用い られた期末の普通株式の数 65,321,204株

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社は、平成18年9月29日開催の取締役会において、会社法第163条の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、子会社の有する自己株式を取得することを決議し、実施いたしました。</p> <p>1 子会社の名称 ケイヒン配送株式会社 ダックシステム株式会社 ケイヒン港運株式会社</p> <p>2 取得の内容</p> <p>(1) 取得した株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 取得した株式の総数 2,175,000株</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 1,122,300,000円</p> <p>(4) 自己株式取得日 平成18年10月2日</p>	<p>当社は、以下の条件で無担保社債を発行いたしました。</p> <p>ケイヒン株式会社第16回無担保社債</p> <p>1 払込期日 平成19年11月22日</p> <p>2 発行価額 1,000百万円</p> <p>3 発行価格 各社債の金額100円につき 金100円</p> <p>4 利率 年1.45%</p> <p>5 償還期限 平成24年11月22日に各社債の金額100円につき金100円にて償還</p> <p>6 資金の使途 運転資金に充当</p> <p>ケイヒン株式会社第17回無担保社債</p> <p>1 払込期日 平成19年11月28日</p> <p>2 発行価額 600百万円</p> <p>3 発行価格 各社債の金額100円につき 金100円</p> <p>4 利率 年1.36%</p> <p>5 償還期限 平成24年11月28日に各社債の金額100円につき金100円にて償還</p> <p>6 資金の使途 運転資金に充当</p> <p>ケイヒン株式会社第18回無担保社債</p> <p>1 払込期日 平成19年11月30日</p> <p>2 発行価額 400百万円</p> <p>3 発行価格 各社債の金額100円につき 金100円</p> <p>4 利率 年1.41%</p> <p>5 償還期限 平成24年11月30日に各社債の金額100円につき金100円にて償還</p> <p>6 資金の使途 運転資金に充当</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第60期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(1) 有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年10月31日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

ケイヒン株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 恒 敏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 和 哲 夫 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケイヒン株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ケイヒン株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

ケイヒン株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原 田 恒 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 和 哲 夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野 水 善 之	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケイヒン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ケイヒン株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表の会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社および主要な連結子会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用処理としていたが、当中間連結会計期間より、内規に基づく中間連結会計期間末支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

ケイヒン株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 恒 敏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 和 哲 夫 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケイヒン株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ケイヒン株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は子会社の有する自己株式を取得した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

ケイヒン株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原 田 恒 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 和 哲 夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野 水 善 之	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケイヒン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ケイヒン株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表の会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用処理としていたが、当中間会計期間より、内規に基づく中間会計期間末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。